

『えひめ夢提案制度』 夢提案様式

提案主体名	まるせきカフェの会	提案主体分類コード	○ 任意団体
提案の公開の可否	公開		
要望事項(事項名)	飲食店厨房と共用で惣菜製造及び菓子製造を実現して欲しい	制度の所管・関係省庁	
根拠法令等	飲食店営業 菓子製造業 惣菜製造業	プロジェクト名	まるせきカフェプロジェクト
提案分野	4. 商工業分野		
求める措置の具体的内容	<p>飲食店営業をしている店舗内で、菓子製造及び惣菜製造を行いたい。現在それらの要件を満たすには3つの許可と厨房が必要になっている。そこでこれら3つの許可を一つの厨房で実現できるように営業許可・製造業の規制要件緩和をお願いしたい。</p>		
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現在、飲食店営業・菓子製造・惣菜製造を行うにはそれぞれ専用の施設(厨房)を必要としている。関前岡村島は小さな島で、平坦な土地が少ないこともあり家屋が非常に小さい。カフェ営業(飲食店営業)を行なうにあたり、土産品となるパンや菓子類、惣菜パンなどを製造する専用スペースを設けると、店舗内のスペースが大幅に損なわれてしまう。また、市の加工施設は集落外にあり、店舗営業をしているときには両立した利用が不可能である。また、岡村島は人口が370人程度と非常に少ないため、複数の施設を設けて実現するには、見込まれる量的な問題があり、事業として成り立たない。</p> <p>②関前諸島は高齢化率が67%を超える超高齢過疎地域であり、高齢者から手軽に食べることのできるパンや惣菜などの要望が非常に大きい。そこで、これらの製造を一箇所で行うことができれば、地域住民の要望を満たすことができ、買い物の利便性が向上し、地域貢献につなげることができる。</p> <p>③しまのわ2014で民間自主企画イベントとしてまるせきカフェを期間限定オープンしているが、施設の問題から惣菜やサンドイッチなどのテイクアウトは不可能であり、菓子やパンのテイクアウトは加工場で事前に作ったものしか用意できずニーズに対応し切れていない。</p>		
最終回答	<p>食品営業許可における施設の基準は、安全な食品を消費者に提供し、食品による危害を防止するためのものとして、国の準則を踏まえ、食品衛生法施行条例により定められており、ほぼ全都道府県で共通の基準となっています。</p> <p>この基準により、営業施設は、衛生上支障がないと認められる場合を除き、原則として、飲食店営業や菓子製造業などの業種ごとに独立した施設を設けなければなりません。</p> <p>これは、それぞれの業種によって取り扱う食品や原材料、製造工程などが異なることから、業種ごとの相互の汚染を防ぎ、衛生的な作業環境を確保するために必要不可欠な基準です。</p> <p>しかし、ご提案いただいた飲食店営業とそうざい製造業については、取り扱う食品や製造工程が類似しているなど、衛生上支障がないと考えられる場合は、施設の共用が可能ながあります。</p> <p>また、飲食店営業と菓子製造業についても、飲食店営業の施設内で菓子の半製品となったものを加熱する工程のみを行うなど、飲食店営業としての施設を汚染する可能性が低いと考えられる場合は、「半製品からの焼き行為に限る」等の条件を付し、施設内で行う工程を限定したうえで施設の共用を認める場合もあります。</p> <p>このようにご提案いただいた基準の規制緩和をすることなく、同一の施設において複数の営業ができる場合があります。</p> <p>具体的な条件や共用が可能な範囲については、取り扱う食品の種類や製造方法等によって個別の判断が必要となりますので、管轄の今治保健所へご相談ください。</p>		
対応区分	A-3(現行制度で対応)		

『えひめ夢提案制度』 夢提案様式

提案主体名	個人	提案主体分類コード	p 個人
提案の公開の可否	公開		
要望事項(事項名)	飲食事業と瓶詰め食品及び菓子等の製造場所の併用について	制度の所管・関係省庁	
根拠法令等	食品衛生法第52条	プロジェクト名	みやくぼ しまのダイニング
提案分野	4. 商工業分野		
求める措置の具体的内容	<p>27年春に開店を予定している飲食店と並行し、地元や近隣地域の農海産物を活用したオリジナルな瓶詰め食品を開発し、販売していきたい。現行の食品衛生法第52条では、「飲食店事業」と「缶詰又は瓶詰め食品製造業」「菓子製造業」はそれぞれ別の設備を要することが決められており、多大な費用がかかるが、新規事業につき、過大な投資を抑えつつ事業内容に力を入れていきたい。ついては、新設する飲食事業の厨房を併用して、瓶詰め食品及び菓子等の製造を行うことができないか。</p>		
具体的事業の実施内容・提案理由	<p><事業の実施内容> 詳細は添付資料にて</p> <p>■事業名称:みやくぼ しまのダイニング (H27年3月にプレオープン、4月から正式にスタートの予定)</p> <p>■事業内容:地元や近隣地域の農海産物を活用した飲食事業及び食品加工及び県産や地域の特産品、独自のセレクト商品などの物販事業</p>		
最終回答	<p>食品営業許可における施設の基準は、安全な食品を消費者に提供し、食品による危害を防止するためのものとして、国の準則を踏まえ、食品衛生法施行条例により定められており、ほぼ全都道府県で共通の基準となっています。</p> <p>この基準により、営業施設は、衛生上支障がないと認められる場合を除き、原則として、飲食店営業や菓子製造業などの業種ごとに独立した施設を設けなければなりません。</p> <p>これは、それぞれの業種によって取り扱う食品や原材料、製造工程などが異なることから、業種ごとの相互の汚染を防ぎ、衛生的な作業環境を確保するために必要不可欠な基準です。</p> <p>しかし、缶詰又は瓶詰食品製造業については、製造する食品が惣菜に該当する場合は、そうざい製造業の許可のみでよいとされており、その場合においては、取り扱う食品や製造工程が類似しているなど、衛生上支障がないと考えられる場合は、施設の共用が可能なことがあります。</p> <p>また、飲食店営業と菓子製造業については、飲食店営業の施設内で菓子の半製品となったものを加熱する工程のみを行うなど、飲食店営業としての施設を汚染する可能性が低いと考えられる場合は、「半製品からの焼き行為に限る」等の条件を付し、施設内で行う工程を限定したうえで施設の共用を認める場合があります。</p> <p>このようにご提案いただいた基準の規制緩和をすることなく、同一の施設において複数の営業ができる場合があります。</p> <p>具体的な条件、共用が可能な範囲については、取り扱う食品の種類や製造方法等によって個別の判断が必要となりますので、管轄の今治保健所へご相談ください。</p>		
対応区分	A-3(現行制度で対応)		

みやくぼ しまのダイニングについて

<事業の実施内容>

- **事業名称**：みやくぼ しまのダイニング（H27年3月にプレオープン、4月から正式にスタートの予定）

この事業について、以下の交付が決定されています。

- ・平成26年4月 えひめ産業振興財団の地域密着型ビジネス創出事業助成金交付決定
- ・平成26年8月 今治市新ふるさとづくり総合事業費補助金交付決定

■ **事業内容**：

- ・地元や近隣地域の農海産物を活用した飲食事業及び食品加工、県産や地域の特産品、独自のセレクト商品などの物販事業
- ・地域や県内の観光パンフレットやイベント情報物の設置・配布＝地域情報の発信拠点
- ・近隣地域のツーリズムの企画・実施（旅行社との連携）

<提案理由>

■ 今回の事業予定地である今治市宮窪町の近隣地域では、四季を通じて様々な農海産物が産出されている。特に、季節が限定される果実は種類も多く、様々な料理や加工品としての活用価値が高い。反面、収穫時期が集中し、生鮮品としての販売時期が限られているため、オリジナルな加工品として活用し、新たな付加価値を付けることで、生産者の生産意欲にも貢献すると考える。

また、加工品として都市部への出荷が可能になれば、商品に添付する説明タグの中に、地域をPRするような文章や写真を入れることで、地域の農海産物のPRや地域そのもののPRが可能となる。

現在、試作中の加工品の一例

写真はイチジクと柚子のコンフィチュール、スダチと極早生ミカンのポン酢



タグの一例

瀬戸内海の島で採れた旬の果物を たっぷり使ったコンフィチュール

島のイチジクと柚子
喜界島のサトウキビだけで作りました。



イチジクコンフィチュールのレシピ

- ヨーグルトと混ぜて軽く凍らせれば、簡単なアイスデザートに。
- シフォンケーキやパンケーキには、生クリームと一緒に添えるだけで、おしゃれなデザートに。クレープで包んでも。
- ヨーグルトやバニラアイスクリームにかけて。



かつてみかん栽培が盛んだったしまなみ海道沿線の島々では、現在でも四季折々のたくさんの果物が栽培されています。



11~5月 いろいろな種類の柑橘類
12~4月 キウイ
7~8月 ブルーベリー 9~10月 ブドウ
10月 イチジク

名称／コンフィチュール
原材料／大島吉海町産イチジク
大島宮窪町産柚子果汁・果皮
喜界島産さとうきび
内容量／100 g
賞味期限／2015年3月
製造者／しまのダイニング合同会社
愛媛県今治市宮窪町宮窪 6331 番

ビンに付けるラベルにも産地を詳しく明記することで地域の名前をPRすることにもなる。

『えひめ夢提案制度』 夢提案様式

提案主体名	宇和島にだけ咲くツツジを守る会	提案主体分類コード	○ 任意団体
提案の公開の可否	公開		
要望事項(事項名)	トキワバイカツツジの保護、保全及び地域資源としての活用	制度の所管・関係省庁	
根拠法令等	愛媛県野生動植物の多様性に関する条例	プロジェクト名	植物を通じて地元 宇和島と愛媛を活気のある場所にプロジェクト
提案分野	A 自然、伝統、地場産業など、個性ある資源を活かし		
求める措置の具体的内容	<p>上記の条例で県の保護、保全の責務が明確に記載されているのにそれらの具体的な措置が取られていない。是非、これから県、事業者、県民が協力体制を取ってこの植物の保護、保全及び地域資源としての活用を考えること等の運用の明確化を図って欲しい。</p>		
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>トキワバイカツツジは、宇和島市の極一部の地域にしか自生せず希少性の高い植物です。「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」では特定希少野生動植物に指定され、その保護、保全に関しての県、事業者、県民等の責務が明らかにされております。しかし、トキワバイカツツジの正確な個体数や現状の生育状況・分布の把握は毎年、行政の関係諸機関(国、県、市)並びに研究者や愛好家の間でもなされておらず、保護、保全の具体的な計画が立てられない状況です。その為、まずこの植物の分布範囲と生育状況、個体数を把握する為の調査を行って欲しい。新聞報道でこれまで何度か取り上げられておりますが、残念ながら皆様の記憶にはあまり残っていないのが現状です。このため保護、保全を図りつつ、自治体や各マスコミへのPRに努め、トキワバイカツツジの現状が広く周知されるよう図って欲しい。希少性、花の姿が情緒のある可愛らしさで、香りも良いトキワバイカツツジの人気は高く一部の園芸家の間ではネットを介して6000円～8000円で売り買いがなされています。一方、宇和島市にある「南楽園」日本庭園では「ツツジ祭り」といったイベントが開催されていますが、栽培されているのは他県でも生育するツツジです。地元には自生しないトキワバイカツツジは植えられていないどころか、その存在も知られていませんでした。この状況はあまりにも勿体無いと感じます。この植物や生育地の生物多様性の保護、保全を図りつつ、宇和島地方の植物資源として、子供たちが宇和島を知るための教育的資源並びに観光資源としての活用を考えて欲しい。そうすることで南予の活性化に繋がっていくと考えます。</p>		
提案が実現した場合に、補助制度「新ふるさとづくり総合支援事業」を活用して実施したい事業の概要(※該当がある場合のみ記載)	<p>トキワバイカツツジ及び自生地の保護、保全。苗の増殖。南楽園への定植。自生地の保護区、立ち入り禁止区(自生地に入れるのは地元住民及び林業関係、学校関係、及びチケットを購入した観光客等)の設定。マスコミ等へのPR。</p>		
最終回答	<p>本提案については、現行制度でも対応可能な分野ですので、自然保護課にご相談下さい。 なお、トキワバイカツツジは、「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」により特定希少野生動植物に指定されており、採取にあたっては許可が必要です。許可要件に合致するかは、個別に審査する必要がありますので、具体的なプランをもってご協議下さいませようお願いします。</p>		
対応区分	A-3(現行制度で対応)		